平成２７年（フ）第４７９２号
埼玉県川越市中台１丁目９－１－626
債務者　高松　秀明
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７９３号
東京都江戸川区船堀３丁目11－８
債務者　蓮見　ハツ
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７９４号
東京都渋谷区東３丁目24－９－702
債務者　風間　重利
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７９５号
東京都葛飾区奥戸２丁目40－８－404　ＴＯＰ立石第５
債務者　小堀　惠治
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７９９号
東京都八王子市小宮町1086－７－２
債務者　菊地　都子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８０１号
東京都江東区北砂４丁目19－17－401
債務者　池上　利保
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８０２号
東京都品川区戸越４丁目２－11－201
債務者　今関　裕子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８０３号
埼玉県川口市大字榛松405－５－202
債務者　大塲　昭男
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２７号
岡山市北区津島福居２丁目14番14－２号リバティーアパート11号、旧住所岡山市南区東畦667番地92
債務者　藤本　博子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８４号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目15番24号　長嶋ハイツ105号
債務者　久保田和宏
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目２番４－204号　遠州浜団地光５棟
債務者　鹿野　信子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目16番７－107号　市営住宅波７棟
債務者　内山　鉄男
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月４日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
北九州市小倉北区原町２丁目２番１－807号
債務者　森　　誠矢
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月11日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０４号
横浜市港北区綱島東１丁目12番24号　コスモ綱島203
債務者　釜菟　寛行
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２７号
横浜市旭区左近山1116番地の７　左近山団地４街区24棟503号
債務者　前田けみ子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部